

## 第6 認知症施策の推進

### <現状と課題>

- 本県における認知症の人は、平成27(2015)年に約7万人と推計されており、高齢者の増加に伴い、今後も一層の増加が見込まれています。
- 地域や職域における認知症に対する理解をさらに進めるとともに、認知症の人やその家族を支援する人材の養成や市町の認知症施策の取組が円滑に実施されるよう早期発見・診断・対応、サービス提供体制の充実が必要です。
- 若年性認知症の人やその家族を支援する人材の養成、支援体制の整備が必要です。
- 地域の多様な人的資源や社会資源を活用し、認知症の人とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

### <五次プランの数値目標の達成状況>

(単位：人)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	直近値(28年度)	達成率
認知症サポーター養成数(累計)	64,816	105,000	103,342	98.4%

▼ 市町との連携した取組により、順調に推移しています。

(単位：人)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
キャラバン・メイト養成数(累計)	1,433	1,800	1,985	110.3%

▼ 地域住民の関心が深く、順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：人)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	直近値(28年度)	達成率
認知症サポート医養成数(累計)	36	64	84	131.3%

▼ 関係団体と連携し、受講者は順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：人)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	直近値(28年度)	達成率
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数(累計)	435	900	645	71.7%

▼ 受講者数は徐々に増加していますが、目標のペースを下回っています。

### <取組方針>

高齢者の増加に伴い、認知症の人の一層の増加が見込まれることから、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

## 1 認知症に関する理解促進

小・中学生をはじめとした幅広い年代の住民をはじめ、認知症の人と地域で関わる  
ことが多い企業などの職域や医療・介護・行政等関係職員に対して認知症に関する知  
識の普及啓発を図り、認知症に対する正しい理解を促進します。

### (1) 認知症に関する啓発活動の実施

- 認知症の早期発見・早期対応や認知症の人とその家族を支える地域づくりを推  
進するため、認知症の原因とその予防、適切な介護のあり方、認知症の否定的な  
イメージの払拭等、正しい理解や各種施策について、各年代に応じた適切な方法  
で普及啓発を推進します。
- 「認知症予防月間（9月）」を設定し、全県的な街頭キャンペーンや講演会等  
の集中的な開催により、普及啓発の一層の促進を図ります。

### (2) 「認知症サポーター」等の養成

- 認知症の人やその家族を地域で見守り支援する「認知症サポーター」や認知症  
サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成等により、認  
知症に関する正しい知識の普及を促進します。

【図3-I-6-1】認知症対策ちよるる



【図3-I-6-2】認知症サポーターキャラバンマーク



〔数値目標16〕認知症サポーターの養成

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
認知症サポーター養成数（累計）	103,342人	154,000人

- 特に、認知症の人と地域で関わることが多い企業などの職域や小・中学校、高  
校、大学等における「認知症サポーター養成講座」の開催等を通じて、認知症に  
関する正しい知識の普及や身近な地域での見守り支援体制づくりを促進します。
- また、「キャラバン・メイト」同士の情報交換等の機会を設け、メイト活動の  
活性化を図ります。

## 2 認知症の容態に応じた施策の推進

運動や栄養改善、閉じこもり防止等による認知症予防対策を促進するとともに、認知症の初期から後期段階までの容態ごとのニーズに適切に対応できるよう、早期発見・診断・対応やサービス提供体制の整備など各種施策を推進します。

### (1) 予防対策の促進

- 適切な運動や、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組が、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことから、市町における介護予防事業や健康教育等の取組を促進します。
- 認知症の発症につながる閉じこもりや意欲低下を防止するため、身近な地域での生きがい・健康づくり活動の場である「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」等を活用した認知症予防の取組を促進します。
- 対象者が交流の場や健康教育等を積極的に利用するよう、民生委員等による働きかけや広報の活用など、利用勧奨や情報提供を促進します。

### (2) 早期の発見・診断・対応

- 認知症は、早い段階での適切な対応により、進行の抑制や症状の改善が期待できることから、「基本チェックリスト」の活用等による地域包括支援センターを中心とした早期発見・早期対応の取組を支援します。
- かかりつけ医による健康管理、かかりつけ歯科医による口腔機能の管理及びかかりつけ薬剤師・薬局による服薬指導等を通じた認知症の早期発見や専門医療機関への紹介等による早期診断を推進します。
- 「認知症サポート医」を中心として、かかりつけ医、歯科医師及び薬剤師に対する認知症対応力を向上させるための研修や相談助言等を行います。

#### 〔数値目標17〕 認知症サポート医の養成

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
認知症サポート医養成数(累計)	84人	127人

#### 〔数値目標18〕 かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数(累計)	645人	930人

- また、県民等に対し、「認知症疾患医療センター」等の認知症に関する専門医療機関の情報を周知するなど、早期診断につながる環境づくりを推進します。
- 認知症の初期の段階で医療と連携し、認知症の人やその家族に対して個別の訪問等適切な支援を行い、早期受診につなげる「認知症初期集中支援チーム」について、各市町や関係機関に、先進的に取り組んでいる地域の情報を提供すること等により、初期集中支援体制の構築を促進します。
- 認知症の早期発見・早期対応につなげるため、相談機関や医療、介護の連携強化など、医療機関や地域包括支援センター等によるネットワークの整備を促進します。

### (3) 容態に応じた適切なケア

- 個人の認知症の容態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、具体的な医療やケア等の提供内容を示す「認知症ケアパス」の作成や普及について、市町の取組を促進します。
- 認知症の初期の段階では、認知症の進行防止や家族との良好な人間関係の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、保健師等による訪問指導や家族への健康教育等を実施するとともに、訪問型介護予防事業や通所型介護予防事業等による進行予防のためのサービスの提供を促進します。
- 認知症の中期の段階では、能力を活かした自立した日常生活や尊厳ある暮らしの継続が主な支援目標となることを踏まえ、できる限り在宅生活を継続していけるよう、家族への支援をはじめ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の身近な介護サービスや障害福祉サービスの利用など、認知症の人の容態に応じた適切なサービスの提供を促進します。
- 認知症の後期の段階では、住み慣れた地域での安定した生活の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、医療機関等と連携しながら、認知症対応型共同生活介護や施設ケア等の適切な介護サービスの提供を促進します。
- 認知症の人の容態に応じた良質な介護を担う人材を養成するため、介護経験年数等に応じた研修等を行います。
- 病院勤務の管理的立場にいる看護職員に対し、医療と介護の連携の重要性や認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置、身体合併症等への適切な対応を促進します。
- 著しい行動障害や精神症状を有する認知症の人については、重度認知症患者デイケアや認知症病棟を有する専門医療機関等との連携の下、適切なケアの提供を促進します。

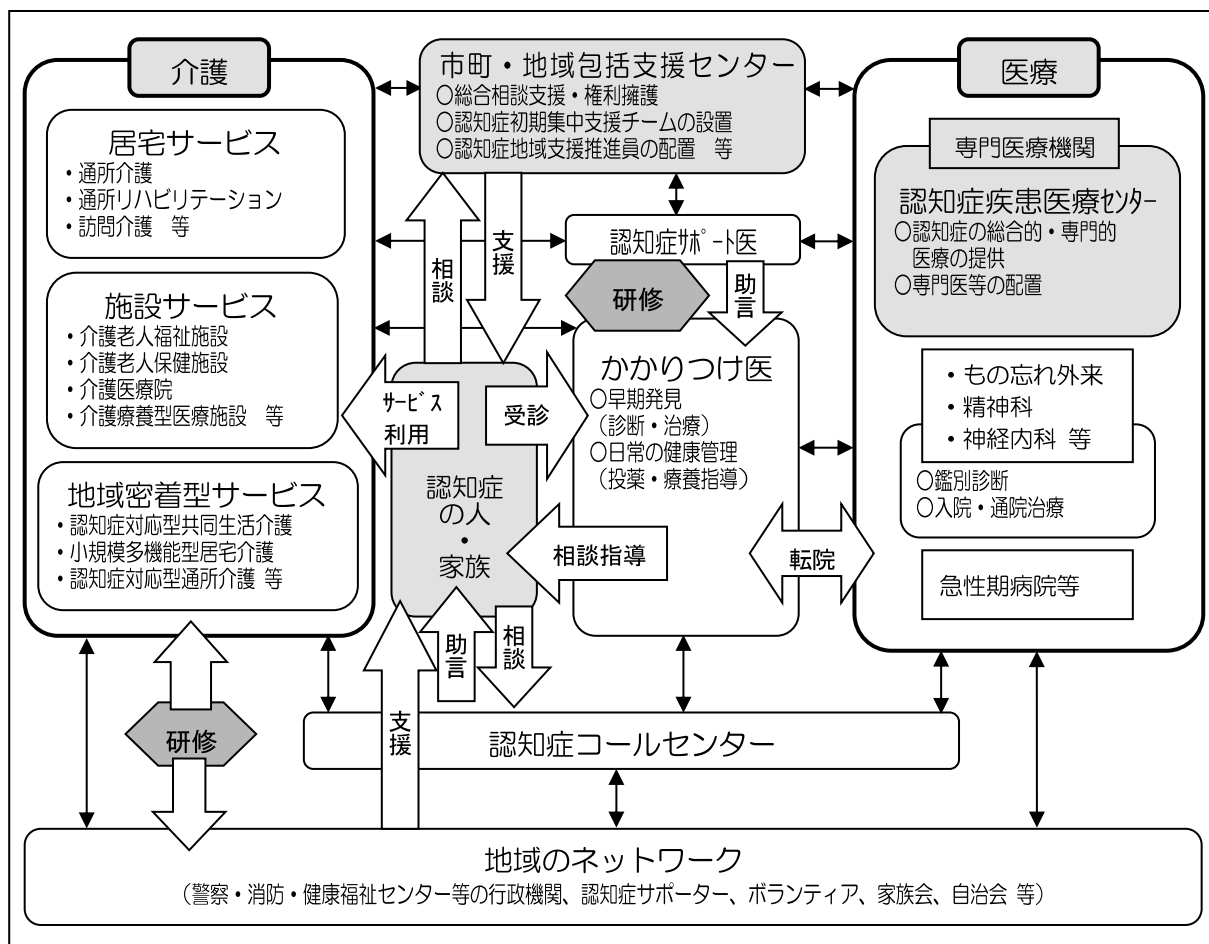
#### (4) サービス提供体制の充実・強化

- 「認知症疾患医療センター」を中核とした専門医療機関における認知症の鑑別診断や専門医療相談、周辺症状の急性期・身体合併症への対応、医療情報の提供など、医療サービスの提供体制を強化します。
- 認知症の早期発見やケア、本人や家族の支援に関わる医療・介護等専門職に対し、経験に応じた専門的な知識・技術を修得させる研修を実施し、認知症医療・介護水準の向上を図ります。
- 認知症ケアの質的な向上を図るため、「アルツハイマー型」、「レビー小体型」、「脳血管性」、「前頭側頭型」等のタイプ別の認知症の特徴を踏まえた対応方法や、認知症の行動・心理症状（BPSD）に対する適切なケア方法の普及等をはじめ、「パーソン・センタード・ケア」などの認知症ケアの手法等の情報を医療・介護関係者等へ適切に提供します。

#### (5) 地域の実情に応じた医療・介護サービスの円滑な連携の推進

- かかりつけ医、専門医療機関及び地域包括支援センター等との連携推進役となる「認知症サポート医」、認知症介護関係研修の企画・講師役となる「認知症介護指導者」の養成・資質向上を図り、認知症の容態に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を促進します。
- 市町や医療機関・介護施設等関係機関が集まり、認知症に関わる医療・介護連携に必要な情報連携の方法等を検討する会議を開催し、関係機関の連携強化を図ります。
- 「認知症疾患医療センター」における認知症連携担当者の活用や、医療・介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」の地域包括支援センター等への配置促進等、医療と介護の切れ目のないサービスの提供体制の構築を促進します。
- 認知症の人の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを中心に、インフォーマルな関係者をはじめ、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員等の多職種の関係者が緊密に連携したきめ細かなサービスの提供を促進します。

【図3-I-6-3】 認知症の人へのサービス提供体制の概要（医療と介護の連携）



### 3 若年性認知症の人に対する支援

若年性認知症に対する理解を深め、介護サービスや障害福祉サービス等を含めた支援体制の整備を促進します。

- 若年性認知症については、本人や周囲の人が何らかの異常には気付いても、疲れや更年期障害等と思ひ込み、受診が遅れることが多いことから、若年性認知症についての普及啓発を一層進め、若年性認知症の早期発見・早期診断体制の構築を促進します。
- 若年性認知症は、働き盛りの世代に発症するため、本人とその家族の経済的・社会的負担が増すなど、家庭環境に大きな影響が出ることも多く、早期発見・早期診断・診断後の生活支援の必要性等について、地域住民をはじめ、医療・介護・行政関係者等への情報提供を促進します。
- 若年性認知症のステージに応じて、「認知症カフェ」、介護サービスや障害福祉サービス等を適切に選択できるように、行政の関係部署及び関係機関の連携を密にするなど、支援体制の充実を促進します。

- 若年性認知症の人に適したサービスの提供体制が進むよう、関連事業者等に対し、必要な情報提供を行います。
- 若年性認知症に関する相談について、国の「若年性認知症コールセンター」等と連携し、「若年性認知症支援コーディネーター」が、県の専用窓口で相談に応じるとともに、地域包括支援センター等と連携して対応するなど、相談体制の充実を図ります。  
また、本人とその家族への支援について、「認知症地域支援推進員」を中心に、適切な医療・介護・障害福祉サービスの提供を促進します。
- 企業や産業医に対し、様々な機会を捉えて、若年性認知症の人の特性や就労について周知を図ります。

#### 4 本人・家族への支援と地域づくり

地域の多様な人的資源・社会資源からなるネットワークづくりを進めることにより、認知症の人とその家族を支える地域づくりを促進します。

##### (1) 認知症の人とその家族を支える地域づくりの促進

- かかりつけ医や介護施設等と連携した相談活動や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の効果的な活動推進等、市町や地域包括支援センター等における相談体制の充実に向けた取組を支援します。
- 身近な相談機関では対応が困難なものは、健康福祉センター、精神保健福祉センター、認知症疾患医療センター等の広域的な専門相談機関において、関係機関と連携し適切に対応します。
- 家族介護者の視点に立ったよりきめ細かな助言を行う「認知症コールセンター」を設置し、家族の精神的な負担軽減を図ります。また、計画的に相談員の研修や情報提供を実施するなど、その機能の充実を図ります。
- 市町が実施する「認知症カフェ」等について、各市町や関係機関に、先進的に取り組んでいる地域の情報を提供するなど、その取組を支援します。

##### 〔数値目標19〕 認知症カフェ設置

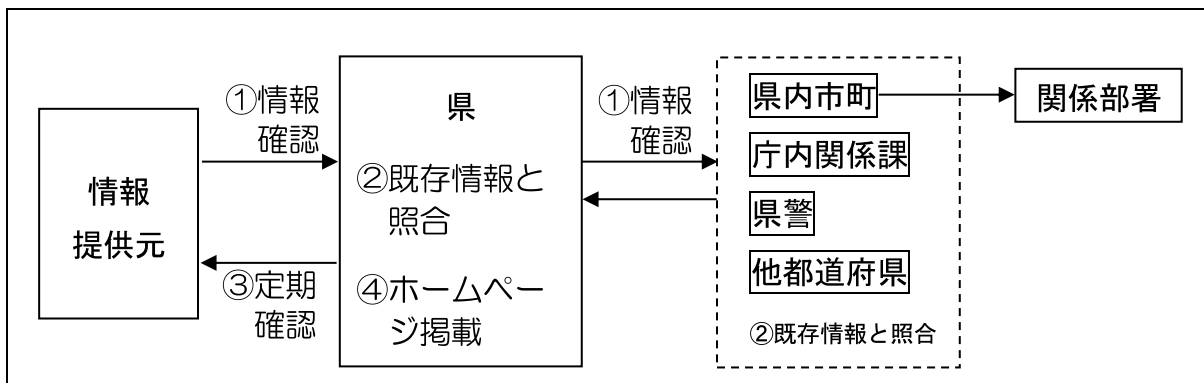
指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
認知症カフェ設置市町数	14市町	19市町

- 認知症の人やその家族が交流会や学習会を通じてお互いを支え合う「家族介護者の会」などの情報を、家族や関係機関等に適切に提供するなど、介護経験を活かした相談や支援活動などのピアサポートを促進します。

(2) 地域の実情に応じた見守り支援体制づくりの促進

- 地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉等関係機関や家族介護者の会、民生委員、地域住民との連携を図り、地域の実情に応じた認知症の人やその家族を見守り支援するネットワークの形成を促進します。
- 「認知症サポーター」、「キャラバン・メイト」の養成等により、地域包括支援センターを中心とした見守りネットワークの強化を促進します。
- 認知症の人の行方不明による事故防止を含めた支援を強化するため、行方不明事案認知時における見守りネットワーク等を活用しての早期発見・保護や関係機関が連携してのアフターケア等、官民一体となった「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の整備・充実を促進します。
- 地域住民等が幅広く参加する捜索協力の模擬訓練の実施等を通じて、「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の活性化を促進します。
- 認知症の人の行方・身元不明事案が発生した場合は、市町や他都道府県、警察等関係機関での情報の共有と確認を徹底し、行方・身元不明状態の長期化の防止を図ります。

【図3-I-6-4】行方・身元不明高齢者等に係る関係機関での情報の共有と確認





【図3-I-6-5】認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク

